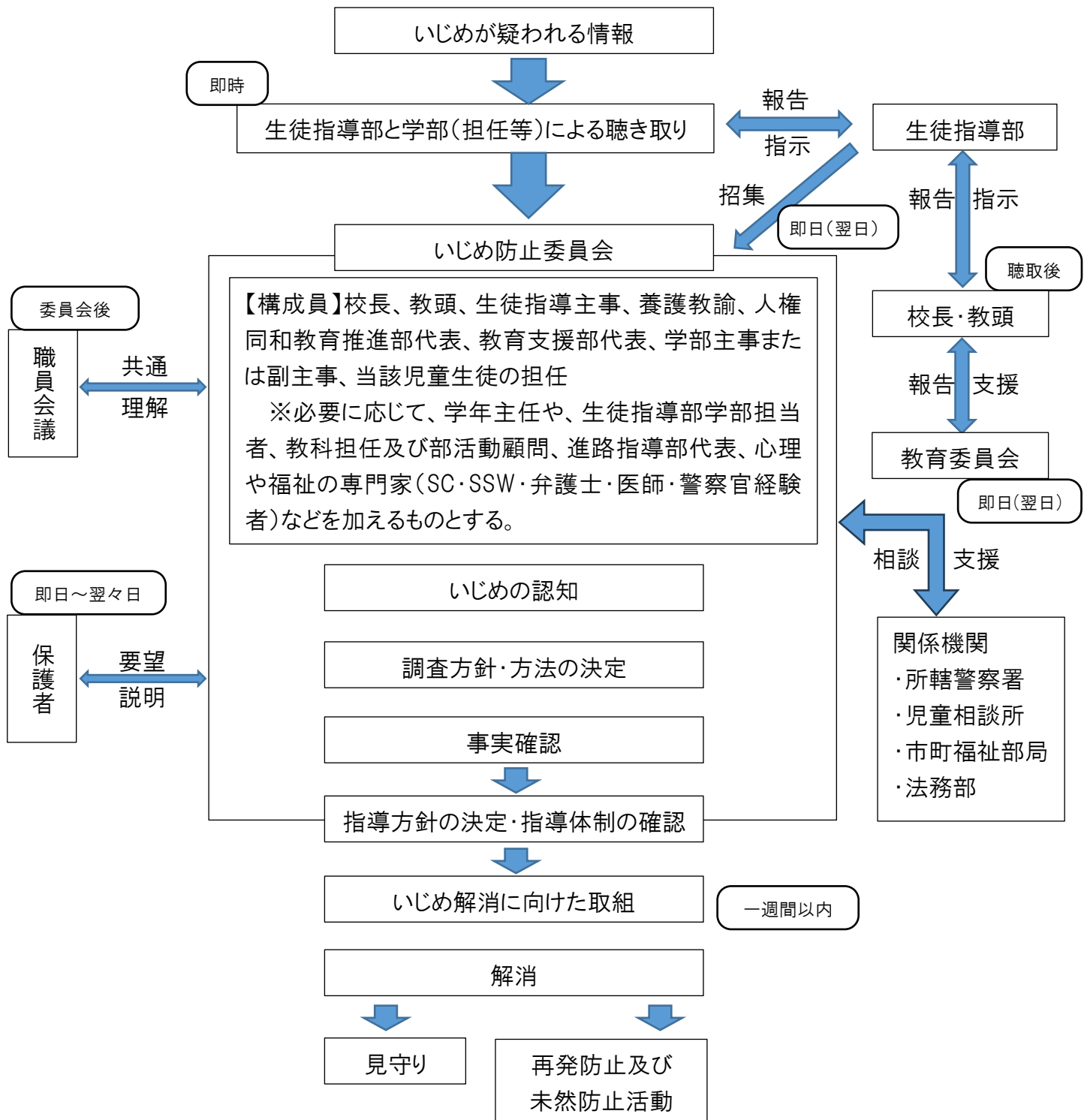


いじめ発生時の組織的対応



【学校の対応】

- ・被害児童生徒や、いじめを知らせてくれた児童生徒等に十分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害児童生徒、加害児童生徒の双方から丁寧に情報を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒について、過去のアンケート調査の結果も確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の児童生徒の保護者と直ちに面談し、経緯や説明を行い、場合によっては協力を得る。
- ・保護者の協力も得ながら、いじめの解消のみならず関係修復に向けた指導・支援を行うとともに、傍観者や観衆への指導・支援も同時に行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。